

三重県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「三重県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、業務管理体制の届出に関し必要な事項を定め、業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

(所管)

第2条 この業務は、医療保健部長寿介護課(以下「長寿介護課」という。)が所管する。

(届出事項の届出先)

第3条 介護サービス事業者は、要綱第2条から第4条に係る届出を行う場合は、各号様式に関係書類を添え、その地域を所管する県保健所又は県福祉事務所を経由し長寿介護課に届け出るものとする。

- 2 介護サービス事業者は、事業所数の変更により、第2号様式に記載の「7」または「8」を追加する必要がある場合は、当該様式の該当項目番号に○を付け、関係資料を添え、その地域を所管する県保健所又は県福祉事務所を経由し長寿介護課に届け出るものとする。

(県保健所又は県福祉事務所における事務処理)

第4条 県保健所又は県福祉事務所は、介護サービス事業者から前条の書類の提出を受けた場合は、記載内容の確認を行うとともに必要に応じ事業者に指示を行う。

- 2 県保健所又は県福祉事務所は、前項の書類に訂正の必要がない場合は長寿介護課に送付するものとする。

(長寿介護課における事務処理)

第5条 長寿介護課は、前条の規定による届出を受けた場合は、届出事項に誤りがないかの確認を行うとともに、情報のデータ入力及び管理を行わなければならない。

(届出期日)

第6条 新たに介護保険事業者となった時は、介護サービス事業者は要綱第2条の届出を速やかに行わなければならない。

- 2 届出事項に変更が生じた場合は、介護サービス事業者は速やかに届出を行わなければならない。

附則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

この要領は、平成22年11月8日から施行する。

この要領は、令和5年6月22日から施行する。